



尾 道 市 立 大 学

公立大学法人尾道市立大学へのご寄附のお願い



# 尾道市立大学寄附事業

## 1. 大学運営支援

本学の教育研究環境の施設設備の充実及び教育・研究支援のほか、大学運営の継続的な充実に  
を図るために、次の事業などへのご寄附を賜りたく、お願い申し上げます。

### ○大学運営支援金の使途

- (1) 学術研究支援事業      (2) 教育向上支援事業      (3) 施設等整備事業  
(4) 地域貢献活動事業      (5) その他法人運営に関する事業



学生図書 of 充実



図書館の整備

### 主な使途の例

学術研究支援	1. 若手・中堅研究者支援	研究費の助成
	2. 研究環境の整備	研究環境の整備充実
教育向上支援	1. 教育環境の充実	教育環境の充実
	2. 学生図書の充実	図書館蔵書の充実
施設等整備	1. 施設整備	教育、研究環境の充実
		図書館等の施設環境整備
	2. アメニティの向上	緑化計画の推進、駐輪場等の整備
地域貢献活動	1. 地域への貢献	地域との連携強化
		公開講座、講演会の開催
	2. 卒業生との連携	ホームカミングデーの実施
国際交流	1. 国際交流活動	国際シンポジウム開催等学術交流の推進
		外国人研究者の招聘
	2. 研究国際活動	教員の海外派遣

## 2. 学生支援

本学は、大学独自の奨学金制度を持っていますが、学生の経済生活への支援は決して十分ではありません。今後、支援を充実するために、ご寄附を賜りたく、お願い申し上げます。

### 主な使途の例

奨学制度	1. 奨学支援	本学独自の奨学金制度の創設
	2. 研究支援	学会発表、フィールドワーク研究の支援
	3. 課外活動助成	クラブ活動の活性化支援
	4. 学生表彰	学長表彰による奨学金制度の導入
国際交流	1. 海外留学支援	協定大学等への留学支援
	2. 留学生支援	留学生の奨学金制度等の整備



講義風景



海外語学研修

### 申込方法

- (1) 別添の『寄附申込書』等によりご寄附のお申込みをいただきましたら、『払込用紙』をお送りいたしますので、もみじ銀行本・支店でのお払い込みをお願いいたします。
- (2) 上記(1)による払込方法のほか、大学の窓口での直接払込みをご希望される場合は、本学事務局総務課経理係（TEL 0848-22-8311）にてお受けいたします。
- (3) 寄附金のご入金を確認させていただいた後、本学が発行する『寄附金領収書』をお送りいたします。

### 顕彰

- (1) 100万円以上ご寄附をいただいた方には、感謝状を贈呈いたします。

### 尾道市立大学における寄附金の管理

- (1) 尾道市立大学への寄附金として適正に管理し、執行いたします。
- (2) 対象事業の実施計画及び予算・決算については、理事会で審議のうえ、決定いたします。
- (3) 使途については、ホームページ上で公表します。

## 税制上の優遇措置

- ◆ 本学への寄附金については、税制上の優遇措置が受けられます。
- ◆ 控除を受けるためには、本学が発行する寄附金に対する領収書を添えて、所轄税務署に確定申告又は都道府県民税・市町村民税寄附金控除の申告を行う必要があります。

### 1 個人が寄附した場合

#### (1) 所得税

所得控除制度が適用され、総所得金額の40%を上限とした寄附金額から2,000円を差し引いた額が課税所得から控除されます。(所得税法第78条第2項第2号)

$$\text{所得税の軽減額} = (\text{寄附金額} \times 1 - 2,000\text{円}) \times \text{所得税の税率}$$

※1 総所得額の40%を限度

#### (2) 個人住民税

寄附された翌年の1月1日に広島県にお住まいの方は「県民税」のみ、尾道市にお住まいの方は「県民税」に加え「市民税」についても、次の軽減処置があります。2千円を超え総所得額の30%までの寄附金額に対し、県民税は4%、市民税は6%を乗じた額が税額控除されます。(広島県税条例、尾道市税条例)

#### 個人住民税の軽減額

$$\text{○県民税} = (\text{寄附金額} \times 2 - 2,000\text{円}) \times 4\%$$

$$\text{○市民税} = (\text{寄附金額} \times 2 - 2,000\text{円}) \times 6\%$$

※2 総所得額の30%を限度

### 2 法人が寄附した場合

寄附金の全額を損金算入することができます。(法人税法第37条第3項第2号)

## 寄附金に関するお問い合わせ

- (1) 住所等 〒722-8506 広島県尾道市久山田町1600番地2 公立大学法人尾道市立大学
- (2) 電話 (0848)22-8311 FAX (0848)22-5460
- (3) E-mail [jimukyok@onomichi-u.ac.jp](mailto:jimukyok@onomichi-u.ac.jp) ホームページ <http://www.onomichi-u.ac.jp/>
- (4) ご相談等 ご寄附に当たり、事前に事務局総務課総務係へご相談くださいますようお願い申し上げます。